



# 議会だより

第97号

平成19年6月1日

編集・発行

議会だより編集委員会

電話(22)0612

富士吉田市議会事務局

<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/div/gikai/html/index.html>



富士山の眺望が美しい浅間公園から

## - 3月定例会 -

日程	内容
3月1日	<b>本会議</b> 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)
5日	<b>本会議</b> 議案の追加提案委員会付託
7日・8日	<b>予算特別委員会</b> 付託議案の審査
12日	<b>総務経済委員会</b> 付託議案の審査
14日	<b>文教厚生委員会</b> 付託議案の審査
15日	<b>建設水道委員会</b> 付託議案の審査
19日	<b>本会議</b> 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 (閉会)

### 編集委員会

五月の第三回臨時会の際の編集委員会において、議会だより編集委員の新しい委員構成が次のとおり行われました。

今後とも、議会活動を市民の皆様にご理解いただくよう

努力をまいりますので、よろしく願います。

委員長 土橋舜作  
委員 奥脇和一  
宮下 豊

渡辺孝夫  
宮下正男  
渡辺利彦

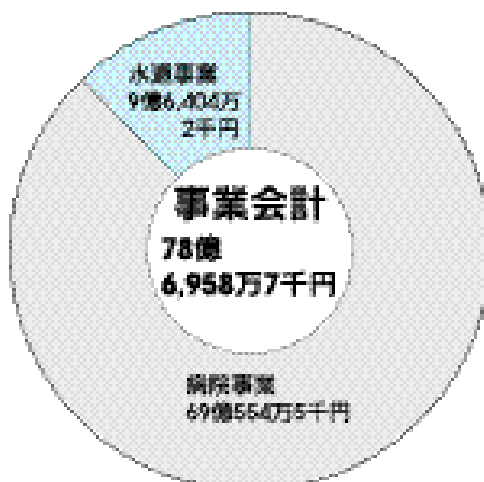
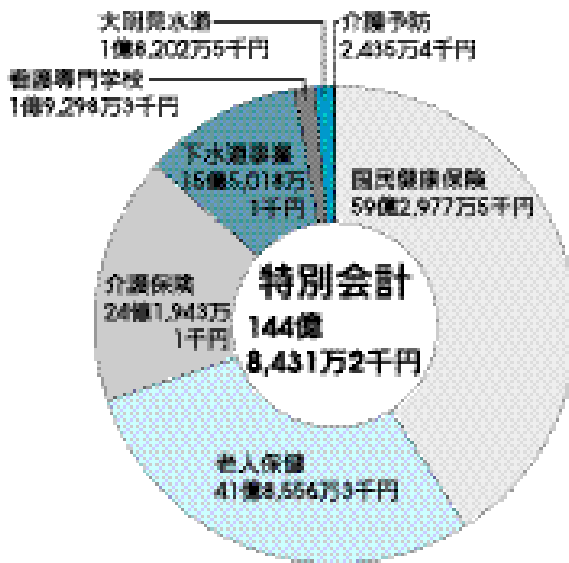
# 予算

## 平成十九年度予算

### 総額四百一億二千七百八十九万九千円

平成十九年三月定例会は、三月二日開会され、十九日間の会期を終えて三月十九日に閉会しました。

この定例会では、平成十九年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など十会計予算をはじめ、富士吉田市副市長の定数を定める条例など条例の制定五件、富士吉田市監査委員条例など条例の一部改正十一件、富士吉田市母と子の愛の手当支給条例の廃止一件、平成十八年度一般会計補正予算など八件の補正予算、富士吉田市立多目的施設の指定管理者の指定など四件、市道の認定一件、富士五湖広域行政事務組合規約の変更など規約の変更四件及び議員提案の富士吉田市議会委員会条例の一部改正一件、合計四十五件の市長及び議員提出議案を審議し、すべて可決しました。



## 上程案件一覧表

### (新年度予算)

平成19年度富士吉田市一般会計・下水道事業特別会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計・介護予防支援事業特別会計・看護専門学校特別会計・大明見水道特別会計・市立病院事業会計・水道事業会計

### (補正予算)

平成18年度富士吉田市一般会計補正予算(第6号)・下水道事業特別会計補正予算(第2号)・国民健康保険特別会計補正予算(第2号)・老人保健特別会計補正予算(第1号)・介護保険特別会計補正予算(第2号)・大明見水道特別会計補正予算(第2号)・水道事業会計補正予算(第1号)・一般会計補正予算(第7号)

### (条例の制定)

富士吉田市副市長の定数を定める条例・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例・平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の減額に関する条例・富士吉田市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例・地方自治法の一部改正による会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

### (条例の一部改正)

富士吉田市監査委員条例・富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例・富士吉田市立マザーズホーム設置及び管理に関する条例・富士吉田市保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床工学技士等修学資金貸与条例・富士吉田市手数料条例・富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例・富士吉田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例・富士吉田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例・富士吉田市職員給与条例・富士吉田市職員退職手当支給条例・富士吉市議会委員会条例

### (条例の廃止)

富士吉田市母と子の愛の手当支給条例

### (指定管理者の指定)

富士吉田市立多目的交流施設・道の駅富士吉田・富士吉田市立富士山レーダードーム公園・富士吉田市立レーダードーム館

### (規約の変更)

富士五湖広域行政事務組合、河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合、山梨県市町村自治センター、山梨県市町村総合事務組合

### (その他)

市道の認定

# 委員会の 審査から

## 予算特別委員会

平成十九年度一般会計、特別会計、事業会計など、合計十会計の予算を審査するため予算特別委員会を設置し、次とおり構成され、二日間委員会を開催し、慎重に審査が行われました。

委員長 渡辺忠義  
副委員長 渡辺孝夫  
委員 鈴木森夫 武藤茂美  
太田利政 奥脇和一  
渡辺信隆 宮下 豊  
佐藤みどり 宮下正男  
渡辺利彦

### 一般会計

平成十九年度富士吉田市一般会計予算でありまして、事業部制の導入による庁内分権の取り組みと併せ、新たに枠配分予算方式を導入し、新年度は、主に市民生活に直接関係する福祉、教育、継続的な施策・事業等の予算を計上した骨格的な予算となっております。その内容は、予算総額百七十七億七千四百万円で、前

年度当初予算に比べ、六八%の減少となっております。

このうち歳入の主なもの、市税については、税源移譲に伴う市民税所得割税率の平準化や入湯税対象施設の増加に伴う増額が見込まれることなど、全体としては、前年度当初予算に比べ八、九%増の六十七億千五百万円余りが計上されております。

地方交付税については、法人市民税等の減収見込みなどから、基準財政収入額は減額が見込まれ、また、普通交付税は前年度当初予算に比べ五、三%の増額としたが、特別交付税は、前年度当初予算に比べて減額であり、全体としては、前年度当初予算に比べ、三、三%増の二十四億三千七百万円が計上されております。このほか、国・県支出金二十五億二千九百万円余り、分担金及び負担金十

二億八千六百万円余り、市債九億七千万円余り、その他の収入三十三億三千七百万円余り等が計上されております。

また、歳出については、骨格予算編成を念頭に置きながら、継続事業を中心として、総合計画の施策の柱に沿って、次のような歳出予算が計上されております。

まず、「誇りをもって学び、育む まちづくり」に十九億九千九十万円余り、次に、「あたたかくみまもり、助け合う まちづくり」に四十一億六千二百三十三万円余り、次に、「いきいきと結びつき、ふれあう まちづくり」に三億五千五百五十五万円余り、次に、「大切にたたえ、尊ぶ まちづくり」に十三億四千五百三十七万円余り、次に、「しかりと支え、安らぐ まちづくり」に二十九億八千八百九十三万円余り、次に、「手を携えて、みんなでつくる まちづくり」に七十億七千九十九万円余りが主なものであります。

引き続き厳しい財政状況のもと、財源確保は重要な課題であり、収納対策の強化等により市税などの一般財源の確保に極力努め、国・県支出金や起債制度、基金の・有効・適切な活用などを含めて財源の確保に努めることが、望まれるところであります。

また、長期的な視点に立った総合的な行財政運営の推進を図るべく、新年度予算は、第四次総合計画に則した事業別予算として編成されており、骨格的な予算として、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

特別会計・事業会計予算  
特別会計は、下水道事業、国民健康保険、老人保健、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の七特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計及び水道事業会計の二事業会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、それぞれの審査の中

下水道事業特別会計予算では、下水道事業については、一般会計から繰出す金額からして、財政に及ぼす影響が大きいことから、総事業費、補助金及び市の負担割合を的確に把握し、今後における事業展開を図るべきであるとの指摘がありました。

介護保険特別会計予算では、介護保険制度については、平成十八年四月の改正に伴い、予防重視に転換が図られたが、要支援認定者が、個々の実態に即した介護予防サービス等を利用できるよう対応を図るべきであるとの要望がありました。また、より一層の相談業務の展開を図られるよう意見がありました。

富士吉田市水道事業会計予算では、我が市の水道水については、良質な水であることから、道の駅富士吉田の水汲み場には、市内外から沢山の人が訪れている状況であるので、全国的に宣伝をしたかどうかとの意見がありました。

# 委員会の 審査から

## 総務経済委員会

### 審議案件

富士吉田市監査委員

条例の一部改正について

富士吉田市副市長の

定数を定める条例の制定

について

地方自治法の一部を

改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関す

る条例の制定について

富士吉田市職員の時

務時間、休暇等に関する

条例の一部改正について

平成十九年四月一日

から平成二十年三月三十

一日までの間における富

士吉田市職員の寒冷地手

当の減額に関する条例の

制定について

富士吉田市職員特殊

勤務手当支給条例の一部

改正について

富士吉田市保健師、

助産師、看護師、准看護

師、臨床工学技士等修学

資金貸与条例の一部改正

について

富士吉田市消防賞じ

ゆつ金及び殉職者特別賞

じゆつ金条例の一部改正  
について

富士吉田市立多目的

交流施設の指定管理者の

指定について

道の駅富士吉田の指

定管理者の指定について

富士吉田市立富士山

レーダードーム公園の指

定管理者の指定について

富士吉田市立富士山

レーダードーム館の指定

管理者の指定について

平成十八年度富士吉

田市一般会計補正予算

(第六号)

審議結果

富士吉田市監査委員

条例の一部改正でありま

して、地方自治法の一部

を改正する法律の施行に

伴い、地方自治法の条番

号等に移動が生じたこと

から、所要の改正を行う

ものであり、妥当と認め

られますので、原案のと

おり可決すべきものと決

しました。

富士吉田市副市長の

定数を定める条例の制定  
でありまして、地方自治  
法の一部を改正する法律  
の施行に伴い、新たに副  
市長の定数について、所  
要の規定を整備すると  
もに、これまでの富士吉  
田市助役定数増加条例を  
廃止するものであり、妥  
当と認められますので、  
原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

地方自治法の一部を  
改正する法律の施行に伴  
う関係条例の整理に関す  
る条例の制定でありまし  
て、地方自治法の一部を  
改正する法律の施行に伴  
い、関係する条例につい  
て、吏員を職員に改  
めるなど、所要の改正を  
行うため、制定するもの  
であり、妥当と認められ  
ますので、原案のとおり  
可決すべきものと決しま  
した。

富士吉田市職員の時  
務時間、休暇等に関する  
条例の一部改正でありま  
して、人事院規則一五  
一四(職員の勤務時間、休  
日及び休暇)の一部を改  
正する人事院規則の施行  
に伴い、職員の休憩時間、

休憩時間等について、所要  
の改正を行うものであり、  
妥当と認められますので、  
原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

なお、審査の中で、今  
回の条例改正は、国の規  
則の一部改正に伴うもの  
であるが、地方自治体の  
実情に添った考え方も必  
要であるとの意見があり  
ました。

平成十九年四月一日  
から平成二十年三月三十  
一日までの間における富  
士吉田市職員の寒冷地手  
当の減額に関する条例の  
制定でありまして、職員  
の寒冷地手当の五十%を  
減額するため、所要の規  
定を整備するものであ  
り、妥当と認められます  
ので、原案のとおり可決  
すべきものと決しました。

なお、審査の中で、寒  
冷地手当については、国  
の制度により支給してい  
るが地方自治体の財政状  
況を勘案して検討すべき  
であるとの意見がありま  
した。

富士吉田市保健師、助  
産師、看護師、准看護師、  
臨床工学技士等修学資金  
貸与条例の一部改正であ  
りまして、市立病院看護  
師の充足を図る必要があ  
ることから、看護師等に  
対する修学資金制度の充  
実など、所要の改正を行  
うものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと  
決しました。

富士吉田市消防賞じ  
ゆつ金及び殉職者特別賞  
じゆつ金条例の一部改正で  
ありまして、非常勤消防  
団員等に係る損害補償の  
基準を定める政令の一部  
を改正する政令の施行に  
伴い、障害等級に係る引  
用法令の変更等、所要の  
改正を行うものであり、  
妥当と認められますので、  
原案のとおり可決す

富士吉田市保健師、助  
産師、看護師、准看護師、  
臨床工学技士等修学資金  
貸与条例の一部改正であ  
りまして、市立病院看護  
師の充足を図る必要があ  
ることから、看護師等に  
対する修学資金制度の充  
実など、所要の改正を行  
うものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと  
決しました。

富士吉田市保健師、助  
産師、看護師、准看護師、  
臨床工学技士等修学資金  
貸与条例の一部改正であ  
りまして、市立病院看護  
師の充足を図る必要があ  
ることから、看護師等に  
対する修学資金制度の充  
実など、所要の改正を行  
うものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと  
決しました。

富士吉田市保健師、助  
産師、看護師、准看護師、  
臨床工学技士等修学資金  
貸与条例の一部改正であ  
りまして、市立病院看護  
師の充足を図る必要があ  
ることから、看護師等に  
対する修学資金制度の充  
実など、所要の改正を行  
うものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと  
決しました。

富士吉田市保健師、助  
産師、看護師、准看護師、  
臨床工学技士等修学資金  
貸与条例の一部改正であ  
りまして、市立病院看護  
師の充足を図る必要があ  
ることから、看護師等に  
対する修学資金制度の充  
実など、所要の改正を行  
うものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと  
決しました。

富士吉田市保健師、助  
産師、看護師、准看護師、  
臨床工学技士等修学資金  
貸与条例の一部改正であ  
りまして、市立病院看護  
師の充足を図る必要があ  
ることから、看護師等に  
対する修学資金制度の充  
実など、所要の改正を行  
うものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと  
決しました。

# 委員会の 審査から

べきものと決しました。

富士吉田市立多目的交流施設の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第一四四条の二三項の規定により、富士吉田市立多目的交流施設の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、多目的交流施設などの指定管理者制度については、財政負担を削減することが一つの目的であるので、当該目的に沿った協定を締結すべきであり、サービスの低下にならないように運営に努力すべきであるとの意見がありました。

道の駅富士吉田の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四条の二三項の規定により、道の駅富士吉田の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、(仮称)明見湖公園整備事業の継続費につきまして総額を変更し、浅間公園整備事業につきましては継続年を三カ年に延長する変更をするものであります。

また、老人保健事業外六件三億七千六百三十七万九千円を繰越明許費として追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 文教厚生委員会

### 審議案件

富士吉田市立マザーズホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について  
富士吉田市母と子の愛の手当支給条例の廃止について  
平成十八年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)  
平成十八年度富士吉田市老人保健特別会計補正予算(第一号)  
平成十八年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第一号)  
また、老人保健事業外六件三億七千六百三十七万九千円を繰越明許費として追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算第六号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ三百一十一千円を減額し、総額を百九十二億二千五百四十五万六千円とするものであります。

歳出では、人件費一億千六百四十五万円、財産管理費四千二百九十九万七千円、老人福祉費三千九百九十九万円等を増額し、公園費一億三千五百二十万九千円、下水道整備費繰出金八千八百万円を減額するものであります。

また、老人保健事業外六件三億七千六百三十七万九千円を繰越明許費として追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

# 委員会の 審査から

と子の愛の手当制度につ

いては廃止するものであ  
り、妥当と認められます  
ので、原案のとおり可決  
すべきものと決しました。

なお、審査の中で、母子  
家庭に対する支援策をこ  
れまでの手当支給制度か  
ら自立支援制度に転換す  
ることに伴い、生活困窮世  
帯に対して国の制度等を  
活用する中で対応を図る  
よう要望がありました。

また、当該制度を周知  
徹底するために、ホームペ  
ージなどの活用を図るべ  
きであるとの意見があり  
ました。

平成十八年度富士吉田  
市国民健康保険特別会計  
補正予算第二号でありま  
して、今回歳入歳出にそ  
れぞれ三千三十三万五千  
円を追加し、総額を五十五  
億二千七百五十八万一千  
円とするものであります。

歳入では、財政調整基  
金繰入金二千七百十三万  
五千円、国庫支出金三百  
万円を増額するものであ  
ります。

歳出では、国保事業委  
託料三千三十三万五千円を  
増額するものでありま

す。

また、同国保事業三千  
十三万五千円を繰越明許  
費とするものであり、妥  
当と認められますので、  
原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

なお、審査の中で、補正  
予算において、財政調整  
基金からの繰入金を少な  
くするために、国民健康  
保険税の滞納対策の強化  
を図るべきであるとの意  
見がありました。

また、滞納対策につい  
ては、国保運営協議会の審  
議結果を委員会に報告す  
べきであるとの意見があ  
りました。

平成十八年度富士吉  
田市老人保健特別会計補  
正予算第一号でありまし  
て、今回歳入歳出にそれ  
ぞれ七千三百二十二万円を  
追加し、総額を四十億千  
四百二十二万五千円とする  
ものであります。

歳入では、支払基金交  
付金一億四千八百二十一  
万九千円、一般会計繰入  
金千六百五十五万一千円  
を増額し、国庫支出金七  
千七百八十二万四千円、  
県支出金千五十三万八千

円等を減額するものであ  
ります。

歳出では、医療給付費  
負担金六千四百八十九千  
円、医療費支給費負担金  
千二百九十二万七千円を  
増額し、審査支払手数料  
四十一万四千円を減額す  
るものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと  
決しました。

平成十八年度富士吉  
田市介護保険特別会計補  
正予算第二号でありまし  
て、今回歳入歳出にそれ  
ぞれ五百九十八万五千円  
を追加し、総額を二十四  
億三百六十五万五千円と  
するものであります。

歳入では、一般会計繰  
入金五百二十二万円、国庫支  
出金九十六万五千円を増  
額するものであります。  
歳出では、介護保険事業  
委託料五百九十八万五千  
円を増額するものであり  
ます。

また、同介護保険事業  
五百九十八万五千円を繰  
越明許費とするものであ  
り、妥当と認められます  
ので、原案のとおり可決  
すべきものと決しました。

## 建設水道委員会

### 審議案件

富士吉田市手数料条  
例の一部改正について

富士吉田市営住宅の  
設置及び管理に関する条  
例の一部改正について  
市道の認定について

富士吉田市企業職員  
の給与の種類及び基準に  
関する条例の一部改正に  
ついて

平成十八年度富士吉  
田市下水道事業特別会計  
補正予算(第二号)

平成十八年度富士吉  
田市大明見水道特別会計  
補正予算(第二号)

平成十八年度富士吉  
田市水道事業会計補正予  
算(第一号)

富士吉田市手数料条  
例の一部改正でありまし  
て、建築物の安全性の確  
保を図るための建築基準  
法等の一部を改正する法  
律が施行されること及び  
山梨県の事務処理の特例  
に関する条例の一部改正

により、租税特別措置法  
に基づく優良宅地の認定  
並びに優良住宅の認定に  
関する事務が山梨県から  
市へ移譲されることに伴  
い、関係する申請等につ  
いて新たな手数料を設け  
る必要があることから、  
所要の改正を行うもので  
あり、妥当と認められま  
すので、原案のとおり可  
決すべきものと決しまし  
た。

富士吉田市営住宅の  
設置及び管理に関する条  
例の一部改正でありまし  
て、西丸尾団地、神田堀  
団地、上宿団地及び新開  
団地の老朽化による一部  
取壊しなどに伴い、所要  
の改正を行うものであ  
り、妥当と認められます  
ので、原案のとおり可決  
すべきものと決しました。  
なお、審査の中で、西  
丸尾団地等の老朽化につ  
いては、入居者が転居す  
ることに伴う家賃等の問  
題もあるが、計画的な建

# 委員会の 審査から

替えに基づき取壊しを行い、当該市有地の有効活用を図るべきであるとの要望がありました。

市道の認定でありまして、地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、田端二号線外四路線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

富士吉田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でありますが、水道企業職員に対する特殊勤務手当を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成十八年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第二号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ八千八百万円を減額し、総額を十五億三千九百十六万四千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金八千八百万円を減額

するものであり、

歳出では、流域下水道負担金八千五百万円、下水道整備費三百万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成十八年度富士吉田市大明見水道特別会計補正予算第二号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ六万六千円を追加し、総額を六千二百八十三千円とするものであります。

歳入では、基金繰入金六万六千円を増額するものであり、歳出では、大明見水道施設整備事業旅費六万六千円を増額するものであります。

また、防衛施設整備事業として実施する大明見水道施設整備事業につきまして、平成十八・十九年度の二カ年の継続事業とするものであります。

また、大明見水道施設整備事業工事請負費七百五十万円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

平成十八年度富士吉田市水道事業会計補正予算第一号でありまして、今回収益的収入及び支出につきまして、収入を二千二百五十七万七千円減額し、総額を五億四千四百四十五万一千円とし、支出を二千四百四十八万六千円減額し、総額を五億三千八百三十四万二千円とするものであります。

収益的収入では、営業収益二千二百五十七万七千円を減額し、収益的支出では、営業費用二千九百九十五千円を減額し、営業外費用四十一万九千円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、収入を六十六万三千円増額し、総額を一億六千三百七十七千円とするものであります。

負担金四百十六万三千円、補助金二百万円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 議会の動き

演習場対策特別委員会の開催

日時 二月二十日

「富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合規約の変更について」、「平成十九年度火入れについて」の調査・研究が行われました。





## 議案の処理結果（3月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第2号	平成19年度一般会計予算	可決	予算総額177億7,400万円で、前年対比6.8%減。主な歳入は市税67億1,500万円余り、地方交付税24億3,700万円、国・県支出金25億2,900万円余り、分担金及び負担金12億8,600万円余り、市債9億7,000万円余り、その他の収入33億3,700万円余り等。主な歳出は物件費32億8,986万6千円、人件費33億1,399万1千円、公債費22億2,922万5千円、補助費等19億9,922万円、扶助費17億5,663万4千円、投資的経費25億2,058万9千円等。
議案第3号	平成19年度下水道事業特別会計予算	可決	予算総額15億5,018万1千円で、前年対比4.1%減。歳出の主なものは、公債費、下水道維持管理事業費、公共下水道建設事業費、流域下水道整備事業費等。
議案第4号	平成19年度国民健康保険特別会計予算	可決	予算総額59億2,977万5千円で、前年対比16.0%増。歳出の主なものは保険給付費、老人保健拠出金、共同事業拠出金等。
議案第5号	平成19年度老人保健特別会計予算	可決	予算総額41億8,556万3千円で、前年対比6.2%増。歳出の主なものは医療諸費等。
議案第6号	平成19年度介護保険特別会計予算	可決	予算総額24億1,943万1千円で、前年対比1.6%増。歳出の主なものは保険給付費等。
議案第7号	平成19年度介護予防支援事業特別会計予算	可決	予算総額2,435万4千円で、前年対比32.7%増。歳出の主なものは介護予防サービス事業費等。
議案第8号	平成19年度看護専門学校特別会計予算	可決	予算総額1億9,298万3千円で、前年対比6.3%増。歳出の主なものは人件費、委託料等。
議案第9号	平成19年度大明見水道特別会計予算	可決	予算総額1億8,202万5千円で、前年対比284.1%増。歳出の主なものは人件費、工事請負費等。
議案第10号	平成19年度市立病院事業会計予算	可決	予算額を収益的収入66億8,446万2千円、同支出65億9,925万円、資本的収入2億240万2千円、同支出3億629万5千円とするもの。
議案第11号	平成19年度水道事業会計予算	可決	予算額を収益的収入5億5,577万4千円、同支出5億4,959万4千円、資本的収入2億2,803万6千円、同支出4億1,444万8千円とするもの。
議案第12号	富士吉田市監査委員条例の一部改正について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の条番号等に移動が生じたことから所要の改正を行うもの。
議案第13号	富士吉田市副市長の定数を定める条例の制定について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに副市長の定数について、所要の規定を整備するとともに、これまでの富士吉田市助役定数増加条例を廃止するもの。
議案第14号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について、「吏員」を「職員」に改めるなど、所要の改正を行うため、制定するもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第15号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	可決	人事院規則15 - 14( 職員の勤務時間、休日及び休暇 )の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、職員の休息時間、休憩時間等について、所要の改正を行うもの。
議案第16号	平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の減額に関する条例の制定について	可決	平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の減額に関する条例の制定でありまして、職員の寒冷地手当の50%を減額するため、所要の規定を整備するもの。
議案第17号	富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	可決	市立病院医師、医療技術士、看護師、看護専門学校教諭以外の職員に対する特殊勤務手当を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第18号	富士吉田市立マザーズホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	マザーズホームの運営方法等の見直しに伴い、入園の対象者等について、所要の改正を行うもの。
議案第19号	富士吉田市母と子の愛の手当支給条例の廃止について	可決	母子自らが自立することに対して支援する制度へ転換していく必要があることから、母と子の愛の手当制度については、廃止するもの。
議案第20号	富士吉田市保健師、助産師、看護師准看護師、臨床工学技士等修学資金貸与条例の一部改正について	可決	市立病院看護師の充足を図る必要があることから、看護師等に対する修学資金制度の充実など、所要の改正を行うもの。
議案第21号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律が施行されること及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正により、租税特別措置法に基づく優良宅地の認定並びに優良住宅の認定に関する事務が山梨県から市へ移譲されることに伴い、関係する申請等について新たな手数料を設ける必要があることから、所要の改正を行うもの。
議案第22号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	西丸尾団地、神田堀団地、上宿団地及び新開団地の老朽化による一部取壊しなどに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第23号	富士吉田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について	可決	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、障害等級に係る引用法令の変更等、所要の改正を行うもの。
議案第24号	市道の認定について	可決	地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、田端2号線外4路線を市道認定しようとするもの。
議案第25号	富士吉田市立多目的交流施設の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市立多目的交流施設の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第26号	道の駅富士吉田の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、道の駅富士吉田の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第27号	富士吉田市立富士山レーダードーム公園の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市立富士山レーダードーム公園の管理について指定管理者を指定するもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第28号	富士吉田市立富士山レーダードーム館の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市立富士山レーダードーム館の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第29号	富士五湖広域行政事務組合理約の変更について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、富士五湖広域行政事務組合理約の変更に係る地方自治法第286条第1項の規定による協議について、同法第290条の規定により議会の議決を要するもの。
議案第30号	河口木無山外6字恩賜県有財産保護組合理約の変更について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、河口木無山外6字恩賜県有財産保護組合理約の変更に係る地方自治法第286条第1項の規定による協議について、同法第290条の規定により議会の議決を要するもの。
議案第31号	山梨県市町村自治センター規約の変更について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、山梨県市町村自治センター規約の変更に係る地方自治法第286条第1項の規定による協議について、同法第290条の規定により議会の議決を要するもの。
議案第32号	山梨県市町村総合事務組合理約の変更について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行及び同総合事務組合が共同処理している消防職員及び消防団員の賞じゅつ金支給事務へ、新たに東山梨行政事務組合が加入することに伴い、山梨県市町村総合事務組合理約の変更に係る地方自治法第286条第1項の規定による協議について、同法第290条の規定により議会の議決を要するもの。
議案第33号	富士吉田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	可決	水道企業職員に対する特殊勤務手当を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第34号	平成18年度一般会計補正予算(第6号)	可決	歳入歳出からそれぞれ301万1千円を減額し、総額192億2,545万6千円とするもの。
議案第35号	平成18年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決	歳入歳出からそれぞれ8,800万円を減額し、総額15億3,916万4千円とするもの。
議案第36号	平成18年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決	歳入歳出にそれぞれ3,013万5千円を追加し、総額55億2,758万1千円とするもの。
議案第37号	平成18年度老人保健特別会計補正予算(第1号)	可決	歳入歳出にそれぞれ7,300万2千円を追加し、総額40億1,402万5千円とするもの。
議案第38号	平成18年度介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決	歳入歳出にそれぞれ598万5千円を追加し、総額24億365万5千円とするもの。
議案第39号	平成18年度大明見水道特別会計補正予算(第2号)	可決	歳入歳出にそれぞれ6万6千円を追加し、総額6,218万3千円とするもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第40号	平成18年度水道事業会計補正予算 (第1号)	可決	収益的収入及び支出について、収入を2,257万7千円減額し、総額を5億4,445万1千円とし、支出を2,148万6千円減額し、総額を5億3,834万2千円とするもの。 また、資本的収入について、収入を616万3千円増額し、総額を1億6,370万3千円とするもの。
議案第41号	富士吉田市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の制定について	可決	公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、富士吉田市長選挙における選挙運動用ピラの公費負担について、所要の改正を行うもの。
議案第42号	地方自治法の一部改正による会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について、収入役を会計管理者に改めるなど、所要の改正を行うため、制定するもの。
議案第43号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、扶養手当、管理職手当について、所要の改正を行うもの。
議案第44号	富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について	可決	特別職の退職手当の算出方法について見直す必要があること及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職員の在職月数の算出方法等について、所要の改正を行うもの。
議案第45号	平成18年度一般会計補正予算 (第7号)	可決	繰越明許費の補正として、道路新設改良整備事業1,952万7千円を追加するもの。
議案第46号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正するもの。

